

排出事業者に係る主な罰則一覧(令和7年6月1日現在)

	違反行為	罰則 条文	罰則 内容
措置命令違反	生活環境上の保全上の除去又は発生の防止のために出された措置命令に違反したとき	25 条 1 項 5 号	5 年以下の 拘禁刑若し くは 1 千万 円以下の罰 金又は併科
無許可業者への 委託基準違反	廃棄物の運搬又は処分を無許可業者に委託したとき	25 条 1 項 6 号	
廃棄物の 投棄禁止違反	廃棄物をみだりに投棄したとき又は未遂をしたとき	25 条 1 項 14 号、2 項	
廃棄物の 焼却禁止違反	廃棄物処理基準に適合しない施設(ドラム缶や素掘りの穴など)で、 廃棄物を違法に焼却したとき又は未遂をしたとき	25 条 1 項 15 号、2 項	
委託基準違反	廃棄物の運搬又は処分若しくは再生等に関する処理委託基準に違 反したとき	26 条 1 号	3 年以下の 拘禁刑若し くは 300 万 円以下の罰 金又は併科
改善命令違反	廃棄物の適正な処理のための保管、収集、運搬又は処分の方法の 変更等に関する改善命令に違反したとき	26 条 2 号	
マニフェスト 交付義務等違反	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託し、廃棄物を引渡すとき、 管理票を交付せず、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽 の記載をして交付したとき	27 条の 2 第 1 号	
マニフェスト 保存義務違反	産業廃棄物の運搬業者又は処分委託者に交付した管理票の写しを 5 年間保存しなかったとき	27 条の 2 第 5 号	1 年以下の 拘禁刑又は 100 万円以 下の罰金
勧告命令義務 違反	産業廃棄物管理票の適正処理に関して出された勧告に係る命令に 違反したとき	27 条の 2 第 11 号	
事業場外保管届 出義務違反	産業廃棄物を届け出せず、又は虚偽の届出により、事業場外に保管 したとき	29 条 1 号	6 月以下の拘 禁刑又は 50 万 円以下の罰金
処理責任者等 設置義務違反	産業廃棄物の処理業務を適切に行わせるための責任者を置かなか った者	30 条 5 号	30 万円以 下の罰金
報告義務違反	廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分等の第 18 条に係る報告の 求めに対し、報告の拒否又は虚偽の報告をした者	30 条 7 号	
立入検査の拒 否、妨害、忌避	廃棄物の若しくは廃棄物の疑いがあるものの保管、収集、運搬若し くは処分等に関する帳簿書類その他の物件の検査をしようとしたとき、 検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	30 条 8 号	
事業場外保管届 出義務違反	産業廃棄物を事業場外に保管し、14 日以内に届出をしなかったとき	33 条 1 号	20 万円以 下の過料
処理計画 義務違反	産業廃棄物の多量排出事業者が処置計画を提出せず、又は虚偽の 記載をして提出したとき	33 条 2 号	
処理状況報告 義務違反	多量排出事業者が処置状況を報告せず、又は虚偽の報告をしたとき	33 条 3 号	
両罰規定	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業 員が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者 を罰するほかその法人又は人も罰せられます	32 条 1 項 1 号	法人に 3 億 円以下の罰 金刑
		32 条 1 項 2 号	各条規定の 罰金刑